

発議第 16 号

平成 27 年 12 月 22 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 岡 村 信 吉

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案の提出について

庄原市議会会議規則(平成 17 年庄原市議会規則第 1 号)第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

(提案理由)

議決すべき事件に、定住自立圏構想形成方針の策定、変更又は廃止に関することを定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める
条例の一部を改正する条例

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 23 年庄原市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（議決事件）

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 庄原市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- （2） 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。